

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	事業主管局	契約の相手方	契約金額(円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
1	今福下水処理場ダブルチェーン式フライトコンベア修復工事	09B:上下水道施設工事	建設局	クボタ環境サービス(株)	16,275,000	平成26年1月6日		契約の性質または目的による場合	
2	南港管路輸送センターコンテナ移動装置及びコンテナ詰込設備整備工事	09D:機械器具設置工事	環境局	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	15,414,000	平成26年1月6日		契約の性質または目的による場合	
3	大正区役所・区民ホール熱源機器整備工事	05:給排水衛生冷暖房工事	都市整備局	パナソニックES産機システム(株)	9,271,500	平成26年1月9日		契約の性質または目的による場合	
4	東野田抽水所外3か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	東芝電機サービス(株)	14,700,000	平成26年1月14日		契約の性質または目的による場合	
5	恩貴島抽水所外2か所雨水ポンプ外修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)日立製作所	35,910,000	平成26年1月16日		契約の性質または目的による場合	
6	豊野浄水場オゾン設備整備修繕(その1)	09B:上下水道施設工事	水道局	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	57,750,000	平成26年1月16日		契約の性質または目的による場合	
7	湊町リバープレイス空気調和機整備工事	05:給排水衛生冷暖房工事	都市整備局	新晃アトモス(株)	14,175,000	平成26年1月17日		契約の性質または目的による場合	
8	東野田抽水所第2沈砂池機械スクリーン用外サイクロ減速機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	住友重機械精機販売(株)	2,835,000	平成26年1月17日		契約の性質または目的による場合	
9	中浜下水処理場 消化槽加温設備温水機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)ヒラカワ	3,360,000	平成26年1月20日		契約の性質または目的による場合	
10	放出下水処理場消化槽加温設備温水機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)ヒラカワ	2,362,500	平成26年1月20日		契約の性質または目的による場合	
11	中浜下水処理場ポンプ棟雨水ポンプ用純水生成装置修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)荏原製作所	12,075,000	平成26年1月20日		契約の性質または目的による場合	
12	今福下水処理場外1か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)明電舎	9,240,000	平成26年1月20日		契約の性質または目的による場合	
13	北港処分地廃水処理設備整備工事(その2)	09C:清掃施設工事	環境局	(株)タクマ	3,360,000	平成26年1月20日		契約の性質または目的による場合	
14	今福下水処理場東沈砂池No. 10、11揚砂装置修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	クボタ環境サービス(株)	4,935,000	平成26年1月21日		契約の性質または目的による場合	
15	東淀工場焼却設備中間整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	3,570,000	平成26年1月21日		契約の性質または目的による場合	
16	湊町リバープレイス情報板修繕	10:電気通信工事	建設局	星和電機(株)	2,940,000	平成26年1月21日		契約の性質または目的による場合	
17	住之江下水処理場第2ポンプ棟No. 1雨水ポンプ減速機用オイルクーラ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)日立製作所	2,625,000	平成26年1月23日		契約の性質または目的による場合	
18	安治川1号上屋外1箇所機械設備補修工事	09D:機械器具設置工事	港湾局	(株)日立製作所	91,350,000	平成26年1月23日		契約の性質または目的による場合	
19	十八条下水処理場外2か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	東芝電機サービス(株)	21,840,000	平成26年1月24日		契約の性質または目的による場合	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	事業主管局	契約の相手方	契約金額(円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
20	柴島浄水場外薬液ポンプ整備修繕(その2)	09B:上下水道施設工事	水道局	日機装(株)	2,940,000	平成26年1月24日		契約の性質または目的による場合	
21	住之江下水処理場外1か所監視制御外電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)産機テクノサービス	18,375,000	平成26年1月27日		契約の性質または目的による場合	
22	柴島浄水場1系沈でん排水ポンプ吐出弁修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	(株)クボタ	1,890,000	平成26年1月27日		契約の性質または目的による場合	
23	平野工場プラント運転管理設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	横河ソリューションサービス(株)	4,987,500	平成26年1月27日		契約の性質または目的による場合	
24	柴島浄水場第3ろ過池排水扉修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	(株)前澤エンジニアリングサービス	2,887,500	平成26年1月28日		契約の性質または目的による場合	
25	平野下水処理場東池急速ろ過池換気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)荏原製作所	2,730,000	平成26年1月29日		契約の性質または目的による場合	
26	大阪市中央卸売市場東部市場加工食料品売場棟各店舗電動シャッター補修工事	14L:建具工事	中央卸売市場	東洋シャッター(株)	4,410,000	平成26年1月30日		契約の性質または目的による場合	
27	平野下水処理場汚泥溶融炉外1か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)明電舎	2,415,000	平成26年1月31日		契約の性質または目的による場合	
28	海老江下水処理場No. 3再揚水ポンプ外修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	クボタ機工(株)	4,410,000	平成26年2月3日		契約の性質または目的による場合	
29	海老江下水処理場 消化槽消化ガスかくはんブロワ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)伊藤鐵工所	5,040,000	平成26年2月5日		契約の性質または目的による場合	
30	こども相談センター平野分室昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	都市整備局	東芝エレベータ(株)	14,490,000	平成26年2月6日		契約の性質または目的による場合	
31	大阪市中央卸売市場南港市場小動物解体前処理設備改修工事	09D:機械器具設置工事	中央卸売市場南港市場	花木工業(株)	17,325,000	平成26年2月6日		契約の性質または目的による場合	
32	佃第1抽水所 酸素発生装置修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)電業社機械製作所	5,722,500	平成26年2月10日		契約の性質または目的による場合	
33	住之江下水処理場外9か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)日立製作所	181,650,000	平成26年2月13日		契約の性質または目的による場合	
34	舞洲工場破碎設備用投入コンベア整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	2,184,000	平成26年2月13日		契約の性質または目的による場合	
35	南港第2抽水所外5か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)東芝	442,050,000	平成26年2月17日		契約の性質または目的による場合	
36	舞洲スラッジセンター 3号汚泥溶融炉設備補修工事	09B:上下水道施設工事	建設局	月島機械(株)	10,500,000	平成26年2月17日		契約の性質または目的による場合	
37	市岡下水処理場監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)明電舎	63,000,000	平成26年2月19日		契約の性質または目的による場合	
38	鶴見区役所耐震改修その他昇降機設備工事	09A:昇降機設置工事	都市整備局	三菱電機ビルテクノサービス(株)	38,955,000	平成26年2月25日		契約の性質または目的による場合	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	事業主管局	契約の相手方	契約金額(円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
39	中浜下水処理場No. 4消化槽設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱化工機(株)	5,607,000	平成26年2月27日		契約の性質または目的による場合	
40	此花下水処理場ポンプ場築造工事(その12)	01:土木工事	建設局	鴻池・竹中土木・佐藤・三井住友・あおみ 特定建設工事共同	3,454,500,000	平成26年2月28日	適用	入札に付することが不利な場合	
41	住之江区役所・区民ホール耐震改修その他昇降機設置工事	09A:昇降機設置工事	都市整備局	東芝エレベータ(株)	34,755,000	平成26年3月4日		契約の性質または目的による場合	
42	平野工場焼却設備整備工事(その2)	09C:清掃施設工事	環境局	JFEエンジニアリング(株)	11,508,000	平成26年3月4日		契約の性質または目的による場合	
43	住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸(1工区)築造工事(その9)	01:土木工事	建設局	大林・鴻池・五洋・久本 特定建設工事共同企業体	460,950,000	平成26年3月20日	適用	入札に付することが不利な場合	

随意契約理由書

1 工事名称

今福下水処理場ダブルチェーン式フライトコンベア修復工事

2 契約の相手方

クボタ環境サービス (株)

3 随意契約理由

本工事は、今福下水処理場ダブルチェーン式フライトコンベアが長期の使用により各部が摩耗、腐食、破損しており、本設備で搬出する沈砂破損部分より漏れ出し悪臭の発生等、周辺環境への影響が著しいため修復するものである。

本設備は、丸誠重工業 (株) が設計製作し (株) クボタが機器のメンテナンスに係る設計製作図面を引き継いでおり、機能の回復及び性能の維持・継続と密接不可分の関係にあり、さらに修復後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修復ができる業者は製作会社である、クボタ (株) よりメンテナンスを移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

南港管路輸送センターコンテナ移動装置及びコンテナ詰込設備整備工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

管路輸送事業については、南港ポートタウンにおいて、ごみを各家庭から中継センターまで輸送する事業であり、住民にとって利便性があり、かつ衛生的であるもので、支障を来すことなく、適切に運転・維持管理する必要があり、工事期間中であってもごみの収集は1日であっても止められない。

本設備はごみ輸送管を通じて収集されたごみを圧縮しコンテナ車へ移し替える設備で、ポートタウンを南北の地区で分け、2系統となっていて交互に運転する。

当設備は三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)が独自の技術により一括責任にて設計・施行したものであり、本工事については、当設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当設備を設計・施工した会社以外では、本工事の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の設備全体の性能、作動状態などについて保障することが出来ないことから、本工事に対して一貫した責任を持たせることが出来る業者は三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部施設管理課南港管路輸送センター（電話番号06-6612-4981）

随意契約理由書

1 案件名称

大正区役所・区民ホール熱源機器整備工事

2 契約の相手方

パナソニックES産機システム(株)

3 随意契約理由

本工事は、大正区役所・区民ホールに設置されている熱源設備であるガス吸収式冷温水発生機の構成部品の取替、試運転調整等をするものである。

当該機器については、三洋電機(株)が製造・施工したものであり、整備工事にあたっては、製造者のみが有する、当該設備の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また当該工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本工事を実施できるのは、三洋電機(株)から保守、修理を移管されているパナソニックES産機システム(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局公共建築部施設整備課 (電話番号 06-6633-2327)

随意契約理由書

1 修繕名称

東野田抽水所外3か所電気設備修繕

2 契約の相手方

東芝電機サービス(株)

3 随意契約理由

今回修繕する東野田抽水所外3か所電気設備は、監視設備、動力制御設備及び計装設備であり、処理場・抽水所の運転に重要な役割を持つ設備であるが、長期の使用により著しく機能が低下した構成部品を取替えるとともに、設備の高い信頼性を維持するために高圧電動機の精密整備修繕を行うものである。

本設備は(株)東芝が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは製作会社からアフターサービスを移管されている東芝電機サービス(株)のみである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局東部方面管理事務所設備課 (電話番号06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

恩貴島抽水所外2か所雨水ポンプ外修繕

2 契約の相手方

(株)日立製作所

3 随意契約理由

今回修繕する恩貴島抽水所および北港抽水所の雨水ポンプは、管内の雨水を排水し、浸水防除するための設備である。また、出入橋抽水所の給水ポンプは雨水ポンプの各部冷却用水を供給するための設備である。両設備とも、長時間の運転によりメカニカルシールなどの摩耗損傷が著しく、運転に支障をきたしているため、修繕するものである。

本ポンプは、(株)日立製作所が設計製作したものであり、修繕における分解、組み付け調整には製作会社独自の技術を必要とし、修繕に必要な取替部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株)日立製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部局

建設局 北部方面管理事務所 設備課(06-6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場オゾン設備整備修繕（その1）

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

本修繕は、豊野浄水場高度浄水処理施設に設置している中オゾン設備の整備修繕を行い、機能の回復を図るものである。

当該設備は、三菱電機（株）が独自に設計、施工したものであり、修繕による部品等の交換、試験調整による機器の動作確認や機能保証を行うには、中オゾン設備の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また本修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は三菱電機（株）より整備業務を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター（TEL06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

湊町リバープレイス空気調和機整備工事

2 契約の相手方

新晃アトモス (株)

3 随意契約理由

本工事は、湊町リバープレイスに設置された空調設備である空気調和機の構成部品の取替、調整を行うものである。

当該機器については、新晃工業 (株) が独自の技術により製造・施工したものであり、整備工事にあたっては、当該機器の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、当該工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により新晃工業 (株) と空調機器の技術・知識を共有し、整備・保守更新工事を行っている唯一の業者である新晃アトモス (株) と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局公共建築部施設整備課 (電話番号 06-6633-2327)

随意契約理由書

1 修繕名称

東野田抽水所第2沈砂池機械スクリーン用外サイクロ減速機修繕

2 契約相手方

住友重機械精機販売（株）

3 随意契約理由

今回修繕する東野田抽水所第2沈砂池機械スクリーン用外サイクロ減速機は、流入する雨汚水中のきょう雑物を掻き揚げる機械スクリーン外を駆動するためのものであるが、サイクロ減速機が長年の使用により各部が摩耗・損傷し、運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本製品は、住友重機械精機販売（株）が設計製作したもので、取替部品は他社では製作しておらず、修繕にあたっては製作当初の設計により機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を施工させられず、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は住友重機械精機販売（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課（電話番号06-6969-5847）

随意契約理由書

1 修繕名称

中浜下水処理場 消化槽加温設備温水機修繕

2 契約の相手方

(株) ヒラカワ

3 随意契約理由

今回、修繕を行う消化槽加温設備温水機は、消化槽内で汚泥を高温に保つため、温水を供給する設備であるが、長期間の使用のため抽気装置等が劣化、損傷し性能が著しく低下しているため修繕するものである。

本設備は、(株) ヒラカワガイダム (現 (株) ヒラカワ) が設計・製作したものであり、修繕にあたっては製作当初の設計により機器の分解及び再組み立てを行い、設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、(株) ヒラカワのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (06-6969-5847)

随意契約理由書

1 修繕名称

放出下水処理場 消化槽加温設備温水機修繕

2 契約の相手方

(株) ヒラカワ

3 随意契約理由

今回、修繕を行う消化槽加温設備温水機は、消化槽内で汚泥を高温に保つため、温水を供給する設備であるが、長期間の使用のため熱媒サーミスタ等が劣化、損傷し、性能が著しく低下しているため修繕するものである。

本設備は、(株) ヒラカワガイダム (現 (株) ヒラカワ) が設計・製作したものであり、修繕にあたっては製作当初の設計により機器の分解及び再組み立てを行い、設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、(株) ヒラカワのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (06-6969-5847)

随意契約理由書

1 修繕名称

中浜下水処理場 ポンプ棟雨水ポンプ用純水生成装置修繕

2 契約相手方

(株) 荏原製作所

3 随意契約理由

今回修繕する純水生成装置は、中浜下水処理場ポンプ棟の雨水ポンプ駆動用発電設備であるガスタービンの排ガスに含まれる窒素酸化物を抑制するためにガスタービンへ噴霧する純水を生成している装置であるが、逆浸透膜等が劣化し、運転に支障をきたしているので、修繕するものである。

本設備は、(株) 荏原製作所がプラント設備として設計製作したもので、今回修繕を行う純水生成装置は、プラント設備を発揮するため各機器間の調整など、同社が保有する設計製作図面に基づく調整の技術が、機能の回復及び修繕後のプラント性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、同社に施工させる必要がある。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株) 荏原製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

随意契約理由書

1 修繕名称

今福下水処理場外1か所電気設備修繕

2 契約の相手方

(株)明電舎

3 随意契約理由

今回修繕する今福下水処理場外1か所電気設備は、動力制御設備及び計装設備であり、処理場施設の運転に重要な役割を持つ設備であるが、長期の使用で著しく機能が低下した構成部品を取替えるとともに、設備の高い信頼性を維持するために高圧電動機の精密整備修繕を行うものである。

本設備は(株)明電舎が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは極めて困難であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは製作会社の(株)明電舎のみである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局東部方面管理事務所設備課 (電話番号06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

北港処分地 廃水処理設備整備工事（その2）

2 契約の相手方

（株）タクマ

3 随意契約理由

北港処分地の廃水処理設備は、（株）タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、海面最終処分場が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該処分地の廃水処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は（株）タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部施設管理課（電話番号06-6630-3371）

随意契約理由書

1 修繕名称

今福下水処理場東沈砂池 No.10、11 揚砂装置修繕

2 契約相手方

クボタ環境サービス（株）

3 随意契約理由

今回修繕する東沈砂池 No.10、11 揚砂装置は東沈砂池に流入する雨水中に含まれる砂を沈砂池から揚げるための設備であるが、流入水中のきょう雑物や小石により目詰まりし、運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は、（株）クボタが設計製作し、分解整備時における部品等の組立調整には、組付精度や許容値など同社が保有する技術が必要である。さらに、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社のアフターサービスを移管されているクボタ環境サービス（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課（電話番号06-6969-5847）

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場焼却設備中間整備工事

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

当工場の廃棄物処理設備は、日立造船（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の廃棄物処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部東淀工場（電話番号 06-6327-4541）

随意契約理由書

1 修繕名称

湊町リバープレイス情報板修繕

2 契約の相手方

星和電機株式会社

3 随意契約理由

今回、修繕する湊町リバープレイス情報板は、河川水位の状態、大雨・洪水警報、退去連絡等を河川敷利用者に情報提供する設備であるが、長年の使用により、情報提供に支障をきたしているので修繕するものである。

本設備は河川敷利用者に防災上重要な設備であり、星和電機株式会社が設計したもので、製作にあたっては業者独自の手法にてシステム構築されており、修繕作業時には製作時と同一の手法・技術が必要となり、他業者では履行できない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは星和電機株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局西部方面管理事務所設備課（電話06-6561-0160）

随意契約理由書

1 修繕名称

住之江下水処理場第2ポンプ棟 No.1 雨水ポンプ減速機用オイルクーラ修繕

2 契約の相手方

(株)日立製作所

3 随意契約理由

今回修繕する住之江下水処理場第2ポンプ棟 No.1 雨水ポンプ減速機用オイルクーラは減速機の潤滑油を冷却する設備であるが、長年の運転により冷却管が腐食損傷し、運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は(株)日立製作所が設計製作したもので、部品の取替えや、試験調整については、組付精度や許容値など同社が保有する技術が必要であり、取替部品についても同社製のものを使用しなければならない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株)日立製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課(電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

安治川1号上屋外1箇所機械設備補修工事

2 契約の相手方

(株)日立製作所

3 随意契約理由

本工事は、安治川1号・11号上屋に設置しているユニット型空気調和機、揚水ポンプの取替え及び冷凍機、冷凍機用冷水配管の冷凍設備を補修するものである。

安治川1号・11号上屋とは、主に海外より船で輸入された青果物を取扱っている上屋である。倉庫としては植物防疫法に基づく指定くん蒸倉庫の資格を有しており、同法により必要な青果物に対してくん蒸を行っているものである。

くん蒸ガスには人体に有害で排出規制がある青酸ガスを使用するため、同ガスを倉庫外の処理装置に送るための換気設備、送られたガスを苛性ソーダ溶液で吸着するための吸収塔及び吸着後の苛性ソーダ溶液を処理する廃液処理設備、くん蒸時の温度や青果物の保存温度により熟成時期を管理するための、冷凍機・ボイラー・空気調和機・監視制御装置から構成される低温設備が設置されている。これらの設備全体が一体となって機能を発揮できるものであり、正確に稼動しなければ、青酸ガスによるくん蒸業務ができず、青果物の管理ができなくなり、しいては人身事故につながる恐れもあることから、荷主に対して大きな損害を被ることとなる。よって本工事の施工に際しては、当該設備全般を設計施工し、設置されている各設備の構造・仕様・相関関係を把握できる業者しか施工できないものである。

以上のことから当該施設(安治川1号・11号上屋)の機械設備の設計・製作を行った(株)日立製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

港湾局計画整備部設備担当(機械)

電話番号 06-6552-0057

随意契約理由書

1 案件名称

十八条下水処理場外2か所電気設備修繕

2 契約の相手方

東芝電機サービス(株)

3 随意契約理由

今回修繕する十八条下水処理場外2か所の電気設備は、長年の使用により消耗部品が劣化し著しく機能が低下したため、その構成部品の取替えを行い修繕するものである。

本設備は、(株)東芝が設計製作したもので部品の取替えにあたっては既設設備の構成及び整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、機能回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にある。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社より製品のアフターサービスを移管されている東芝電機サービス(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局北部方面管理事務所設備課 (6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外薬液ポンプ整備修繕（その2）

2 契約の相手方

日機装（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場に設置している次亜塩素酸ナトリウム注入用薬液ポンプの整備修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該ポンプは、日機装（株）が独自に設計、施工したものであり、整備修繕による部品等の交換、試験調整による機器の動作確認や機能保証を行うには、機器の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は、日機装（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話：06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

住之江下水処理場外1か所監視制御外電気設備修繕

2 契約の相手方

(株)産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する住之江下水処理場外1か所の監視制御設備及び電気設備、計装設備は、下水処理場設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、機器類の機能が十分に発揮できなくなっており、処理場設備の運転に支障を来たすので取替え等を行うものである。

本設備の監視制御設備及び電気設備は(株)日立製作所、計装設備は(株)日立ハイテクソリューションズが設計製作したもので、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行うとともに、製作時に基づく同一手法を用いて部品取替えを実施し、従前と同様の性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることは困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株)日立製作所及び(株)日立ハイテクソリューションズがアフターサービスを移管している(株)産機テクノサービスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場1系沈でん排水ポンプ吐出弁修繕

2 契約の相手方

(株)クボタ

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場1系沈でん排水ポンプに設置している吐出弁2号の修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該吐出弁は、(株)クボタが独自に設計、施工したものであり、修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、吐出弁の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は、(株)クボタのみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場プラント運転管理設備整備工事

2 契約の相手方

横河ソリューションサービス（株）

3 随意契約理由

当工場のプラント運転管理設備は、横河電機（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、プラント運転管理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場のプラント運転管理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後のプラント運転管理設備の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は横河電機（株）よりごみ焼却設備等プラント事業を事業譲渡されている横河ソリューションサービス（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局平野工場（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場 第3ろ過池排水扉修繕

2 契約の相手方

(株)前澤エンジニアリングサービス

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場第3ろ過池に設置している排水扉12号の修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該排水扉は、前澤工業(株)が独自に設計、施工したものであり、修繕による部品等の交換、試験調整による機器の動作確認や機能保証を行うには、排水扉の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、本修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は前澤工業(株)より整備業務を移管されている(株)前澤エンジニアリングサービスのみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター(電話番号06-6815-2402)

随意契約理由書

1. 修繕名称：平野下水処理場東池急速ろ過池換気設備修繕

2. 契約相手方：(株) 荏原製作所

3. 随意契約理由：

今回修繕をする東池急速ろ過池換気設備は、建屋内の換気を行うための設備であるが、各部が摩耗、損傷しており、運転不能な状態になっている。本設備が停止すると建屋内の空気循環が行われず、電気設備等に支障をきたす恐れがあり、また安全衛生面でも問題となるために、修繕を行うものである。

本設備は(株) 荏原製作所が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株) 荏原製作所のみである。

4. 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署：

建設局 南部方面管理事務所 平野下水処理場

(電話番号：06-6757-3309)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中心卸売市場東部市場加工食料品売場棟各店舗電動シャッター補修工事

2 契約の相手方

東洋シャッター株式会社

3 随意契約理由

本工事は、加工食料品売場棟の各店舗に設置しているシャッターの部品の破損、劣化、作動不具合による部品交換・調整を行うものである。

本工事対象シャッターは、東洋シャッター株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製作会社独自の規格を熟知していると共に、純正部品と専門技術及び知識が必要であり、純正部品は同社でのみ調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該シャッターの構造を熟知している東洋シャッター株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場東部市場設備担当（電話番号 06-6756-3954）

随意契約理由書

1 案件名称

平野下水処理場汚泥溶融炉外1か所電気設備修繕

2 契約の相手方

(株)明電舎

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉外1か所電気設備は、平野下水処理場汚泥溶融炉及び平野市町抽水所を安定稼働させるために重要な役割を持つ電気設備であるが、長期の使用により老朽化し、日常の運転監視業務に支障をきたしている電気設備の構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は(株)明電舎が設計製作したもので、修繕に当たっては、製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株)明電舎のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

- 1 修繕名称 海老江下水処理場 No.3 再揚水ポンプ外修繕
- 2 契約相手方 クボタ機工(株)

3 随意契約理由

今回修繕する再揚水ポンプ及び脱離液移送ポンプは、海老江下水処理場の2次処理水を正蓮寺川へ放流するための設備及び第1濃縮槽分離液を反応槽に移送する設備であるが、別途海老江下水処理場再揚水ポンプ外修繕において工場へ持ち帰り分解していたところ、再揚水ポンプのケーシングカバー、ガイド金具、ヘッドカバー、カバー及び脱離液移送ポンプのサイドライナ、メカカバーが腐食し再使用できない状態が判明したため、交換する必要が出てきた。腐食により損傷したケーシングカバー等を使用した際には、ポンプ内に浸水するなど、運転に支障を来たすおそれがある。

本ポンプは、(株)クボタが設計製作したもので、取替部品は他社で製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは、(株)クボタよりメンテナンスを移管されているクボタ機工(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

随意契約理由書

- 1 修繕名称 海老江下水処理場 消化槽消化ガスかくはんブロワ修繕
- 2 契約相手方 (株)伊藤鐵工所

3 随意契約理由

今回修繕する消化槽消化ガスかくはんブロワは、海老江下水処理場の消化槽内の投入濃縮汚泥と消化汚泥とを混合し、消化槽内の基質の均一化を図るため、消化ガスを吹き込み、かくはんするための設備であるが、軸受及び軸摺動部の摩耗損傷が著しく、摩耗により損傷した軸摺動部から消化ガスが漏洩し、消化槽周囲が危険にさらされるとともに、消化ガスかくはんブロワが運転出来なくなった際には、下水処理場の処理機能が低下し、放流水の水質基準を満たさないおそれがある。

本ブロワは、(株)伊藤鐵工所が設計製作したもので、修繕にあたっては、軸受のはめ合い精度やロータとケーシングの許容値など、同社が保有する取替調整の技術を必要とし、修復後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、(株)伊藤鐵工所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

こども相談センター平野分室昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

東芝エレベータ(株)

3 随意契約理由

本工事は、東芝エレベータ(株)の製作・施工により、こども相談センター平野分室に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中核である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては東芝エレベータ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

施設利用者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知している唯一の業者である東芝エレベータ(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局公共建築部施設整備課 (電話番号 06-6633-2331)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪中央卸売市場南港市場 小動物解体前処理設備改修工事

2 契約の相手方

花木工業（株）

3 随意契約理由

本工事は、と畜解体設備である小動物前処理コンベアの取替と、コンベア取替に伴うプラント全体の試運転と総合調整をおこなうものであるが、当該と畜解体設備関連プラントについては、建設時より、すべて六星工業（株）が施工している。

しかし、同社は、当該プラントにかかる業務そのものを花木工業（株）に移管し、当該プラントにかかる業務を平成18年3月に撤退している。

花木工業（株）は、当該プラントについての図面及び設計施工管理ノウハウを六星工業（株）より引き継ぎ、システム及び現場実状を詳細に熟知しており、当該業者でなければ整備技術面での対応は不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は花木工業（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪中央卸売市場南港市場設備担当（電話番号06-6675-2015）

随意契約理由書

1 修繕名称

佃第1抽水所 酸素発生装置修繕

2 契約相手方

(株)電業社機械製作所

3 随意契約理由

今回修繕する酸素発生装置は、汚水圧送管内に滞留している汚水を好気状態(酸素が溶け込んでいる状態)に保ち、送水先での腐食性ガスの発生を抑制するために、空気中から分離した酸素を汚水に注入するための設備である。本設備は、設置から2年以上が経過し、弁類等の動作不良や配管経路の閉塞が頻発しており、運転に支障をきたしているため、修繕するものである。

本設備は、(株)電業社機械製作所がシステムとして設計・製作・据付したもので、修繕にあたっては、本修繕対象機器を含む送水設備全体を一つのシステムとして調整をし、システム全体の機能保持や、一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、本プラントシステムの設計・製作・据付会社である、(株)電業社機械製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (06-6462-1519)

随意契約理由書

1 工事名称：住之江下水処理場外9か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方：（株）日立製作所

3 随意契約理由： 本工事は、住之江下水処理場外9か所の場内で別途施工される電気設備工事等に必要となる監視機能などを、既設監視制御設備並びに既設配電盤に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、（株）日立製作所が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、（株）日立製作所のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署：建設局管理部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場破碎設備用投入コンベア整備工事

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

当工場の破碎設備は、日立造船（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の破碎設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の破碎設備の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局舞洲工場（電話番号06-6463-4153）

随意契約理由書

1. 工事名称： 南港第2抽水所外5か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契約相手方： (株) 東芝

3. 随意契約理由：

本工事は、南港第2抽水所外5か所の場内で別途施工される電気設備工事等に必要となる監視機能等を、既設監視制御設備並びに既設配電盤に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、(株) 東芝が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、(株) 東芝のみである。

4. 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署： 建設局管理部設備課 (電話番号 06-6615-7895)

随意契約理由書

1 工事名称：舞洲スラッジセンター3号汚泥溶融炉設備補修工事

2 契約相手方：月島機械㈱

3 随意契約理由：

今回補修工事を行う3号汚泥溶融炉設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを溶融処理する施設に設置されている設備であり、設備の性能を維持するため必要となる補修工事を行うものである。

今回の補修工事の対象となる3号汚泥溶融炉設備は、月島機械㈱が設計製作及び施工したものであり、溶融炉本体と多くの補機類で構成されおり、汚泥溶融炉設備を補修するに当たっては、これらの設備を十分に熟知していることが不可欠であり、実施にあたっては独自の技術が必要である。また、溶融炉に使用する耐火材は特別に開発されたものであり月島機械㈱以外では製作していない。さらには補修工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本補修工事ができる業者は月島機械㈱のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1. 工 事 名 称： 市岡下水処理場監視制御設備外機能追加工事

2. 契 約 相 手 方： (株)明電舎

3. 随意契約理由：

本工事は、市岡下水処理場で別途施工される電気設備工事に必要となる監視機能等を、既設監視制御設備に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、(株)明電舎が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるので、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、(株)明電舎のみである。

4. 根 拠 法 令： 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担 当 部 署： 建設局管理部設備課 (電話番号 06-6615-7895)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見区役所耐震改修その他昇降機設備工事

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス（株）

3 随意契約理由

本工事は、三菱電機（株）の製作・施工により鶴見区役所に設置された昇降機設備の改修工事を行うものであり、同区役所が業務中のため、2台ある昇降機のうち1台を運転しながら工事を行う必要がある。

2台の昇降機は区画されていない同一の昇降路内にあり、安全性を確保しながら改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知した製造者である三菱電機(株)から、昇降機の設置工事・保守サービス業務全般・修理業務全般を移管された、三菱電機ビルテクノサービス（株）が唯一施工可能である。よって、三菱電機ビルテクノサービス（株）と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局公共建築部企画設計課（設備グループ）（電話番号 06-6208-9361）

随意契約理由書

1 修繕名称

中浜下水処理場 No.4 消化槽設備修繕

2 契約の相手方

三菱化工機（株）

3 随意契約理由

今回、修繕を行う消化槽設備は、水処理施設で汚水を浄化することにより発生した汚泥を消化（減量及び安定化）するための設備であるが、No.4 消化槽攪はん用（消化ガス）吹き込み管が長年の運転により破損し消化槽が攪拌不足となっている。攪拌不足による不均等な攪拌となると発泡して消化槽が機能しなくなるため、修繕するものである。

本設備は、三菱化工機(株)がプラント設備として設計製作したもので、今回、修繕を行う消化槽設備は、プラント設備機能を発揮するための各機器間の調整など、同社が保有する設計製作図面に基づく調整の技術が、機能の回復及び修繕後のプラント性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、同社に施工させる必要がある。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (06-6969-5847)

随意契約理由書

1 工事名称

此花下水処理場ポンプ場築造工事(その 12)

2 契約の相手方

鴻池・竹中土木・佐藤・三井住友・あおみ特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

本工事は、此花下水処理場ポンプ場築造工事(その 9)に引き続き本体仮設工・本体築造工・本体作業土工(ポンプ棟Ⅱ期、沈砂池棟)及びポンプ場本体に接続する流入渠築造を行うものである。

今回施工する本体仮設工は、既往工事で施工済みである本体土留工(柱列式地中連続壁工)と一体構造として、掘削に伴う仮設の安定性において必要不可欠な山留支保工(中間杭等)である。

既往工事である本体土留工は、当該工事に近接する正蓮寺川護岸構造物及び正蓮寺川仮排水路並びに地下埋設物等の重要構造物への影響を計測しながら施工管理を行っている。

上述のとおり、本工事で施工する本体仮設工等は、本体土留工との一体機能によってその目的が発現し、今後の施工において近接する重要構造物への影響を最小限に抑える重要な仮設構造物であることから、責任施工の一貫性を明確に確保する必要がある。

よって、同一請負者による施工責任の連続性、かつ、施工責任による瑕疵の明確化など継続工事との密接不可分な関係であり、経済性からも不利益となるため、上記相手方に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第 10 条第 1 項第 5 号

5 担当部署

建設局 下水道河川部 下水道課 (電話番号 06-6615-7883)

随意契約理由書

1 案件名称

住之江区役所・区民ホール耐震改修その他昇降機設備工事

2 契約の相手方

東芝エレベータ株式会社

3 随意契約理由

本工事は、東芝エレベータ株式会社の製作・施工により住之江区役所に設置された昇降機設備の改修工事を行うものであり、同区役所が業務中のため、2台ある昇降機のうち1台を運転しながら工事を行う必要がある。

2台の昇降機は区画されていない同一の昇降路内にあり、安全性を確保しながら改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知した製造者である東芝エレベータ株式会社が唯一施工可能である。よって、東芝エレベータ株式会社と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 設備グループ(電話番号 06-6208-9361)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場焼却設備整備工事（その2）

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

当工場の廃棄物処理設備は、JFEエンジニアリング（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の廃棄物処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者はJFEエンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局平野工場（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1 工事名称

住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）築造工事（その9）

2 契約の相手方

大林・鴻池・五洋・久本 特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

本工事は、住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）築造工事（その8）に引き続き地盤改良工を行うものである。

今回工事の地盤改良工と既設工事である遮水壁工は一体化させて被圧滞水層を囲うことにより、複雑な地層層序部においても確実な遮水性能を確保しようとするものである。

そのため、今回工事で実施する地盤改良工は、既往工事の遮水壁工と一体となって、所要の目的を発現するものである。

上述のとおり、既往工事で実施した遮水壁工と密接不可分であり、その施工責任の一貫性を明確に確保する必要がある。

さらには、本工事を中断すると仮設材等の保持・保全に係る現場経費の増などによる事業費の増大、事業期間の延伸に伴う近接する重要構造物への影響等、本市の事業実施において不利益となるため、本工事を中断することなく連続した施工としなければならない。

よって、同一請負者による施工責任の連続性、かつ、施工責任による瑕疵の明確化など継続工事との密接不可分な関係であり、経済性からも不利益となるため、上記相手方に随意契約するものである。

4 根拠法令

政府調達に関する協定第15条第1項（g）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第5号

5 担当部署

建設局 下水道河川部 下水道課（電話番号 06-6615-7883）